



令和 7 年 5 月発行

5 月号



交通安全市民会議 ニュース

5 月は自転車・二輪車安全利用月間です。免許がなくても乗れる自転車ですが、道路交通法上は「軽車両」で車のなかまです。安全に走行するために、自転車の交通ルールを確認しましょう！

ルールの基本は「自転車安全利用五則」

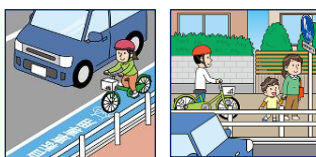
「自転車交通安全講座」



基本の「自転車安全利用五則」は次のとおりです

くわしくはコチラ
内閣府ホームページ

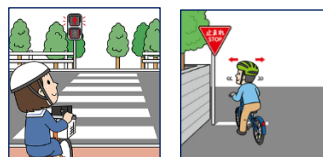
1 車道が原則※、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



この標識のある歩道は通行できます。ただし、車道寄りを通行、歩行者優先！

※子ども（13 歳未満）、高齢者（70 歳以上）、体の不自由な人が運転している場合や通行の安全確保のためにやむを得ない場合は除く

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号を守るのはもちろん、道路標識等により一時停止すべきとされている場合は必ず止まって安全確認をしましょう！

3 夜間はライトを点灯



前方を見やすくするだけでなく、自分の存在を対向車や歩行者に知らせることが重要！

4 飲酒運転は禁止



ほろ酔いでも罰則の対象です。
（令和 6 年 11 月
道路交通法改正）

5 ヘルメットを着用



事故による被害を軽減するために、自転車を利用する人全員がヘルメットを着用しましょう。

令和 6 年 11 月 1 日 道路交通法の改正により、 自転車の危険運転に対する罰則が強化！



酒気帯び運転 および ほう助



違反者は、
3 年以下の懲役または **50 万円以下の罰金**

【参考】酒酔い運転
罰則：5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3 年以下の懲役または **50 万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、
2 年以下の懲役または **30 万円以下の罰金**

運転中の ながらスマホ



違反者は
6 月以下の懲役または **10 万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、
1 年以下の懲役または **30 万円以下の罰金**

14 歳以上の人危険な交通ルール違反を繰り返すと、「自転車運転者講習」の対象となります。交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

